

令和2年度 宮城県森林審議会第5回森林保全部会 議事録

日時 令和3年3月29日（月）

午後2時から午後3時30分まで

場所 自治会館208会議室

配付資料

資料1

「合同会社地方創生太陽光発電所2号が行う太陽光発電所の建設（丸森町耕野地区）」に係る林地開発について

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者（構成委員5名中5名出席）が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

傍聴者に対しては、「傍聴要領」に従い会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（川村部会長）

川村でございます。

本日は、本年度5回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、太陽光発電にかかるとる案件1件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：ありがとうございます。今後の予定についてご説明します。

本日は、太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が1件ございます。

このあとすぐ、審議事項の「合同会社地方創生太陽光発電所2号」に係る案件をご審議いただきます。その後3「その他」を挟みまして、終了時刻は午後15時30分頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

諮問案件である「合同会社地方創成太陽光発電所2号が行う太陽光発電所の建設」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：(資料に従い、申請内容及び審査状況について説明)

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何かご質問はございませんか。

佐藤委員：事務局からの説明があったとおり、審査基準は満たされているとのことでしたが、申請者の皆様に4点意見及び質問がございます。

事業計画書にも記載がありますが、完了時の防災計画として防災調整池が2基設置され、施工中も沈砂池等で防災対策を行う旨の説明がありました。施工中について、具体的に何ヶ所沈砂池を設置するかは決まっているのでしょうか。

申請者：工事施工方法につきましては事務局より説明のあったとおり、防災調整池の施工を優先いたします。それに伴い、どの位置にいくつの、こういった規格の沈砂池を設置するかについては、今明確に回答することはできませんので、宿題とさせていただきたいと考えております。

しかし、工事施工に関して、土砂流出の防止は重要な観点であることは重々理解しております。土砂流出防止策は責任を持って行いたいと考えております。

佐藤委員：残置森林、造成森林の管理のうち、造成森林についてですが、事業計画書には「計画地周辺に育成し、購入可能な樹種の中で在来種」との記載があり、結果として「アカマツ」が選定されております。これでよろしいのでしょうか。

申請者：現在の計画上はアカマツとなっております。

佐藤委員：地域の生態系を考慮するのであれば、適地・適木を重視すべきだと思いますので、引き続き検討してください。

申請者：検討いたします。

佐藤委員：事業終了後の計画について曖昧な部分がありましたが、まだ決定していないのでしょうか。

申請者：各地権者様との契約上「現状回復を行う」とされておりますので、パネル機材を撤去し、植栽を行います。

しかし、現在国策として再生可能エネルギーの推進を行っております。これらは太陽光発電のみに限ることではありませんが、これにより、FIT制度終了後についても発電事業として成立するのであれば、継続していきたいと考えております。曖昧に感じらてしまうのはこのような事情からでございます。

佐藤委員：わかりました。

最後に、井戸調査の同意が256戸中60戸しか取れていないとのことでした。非常に少ないのではないかと思います、どのようにお考えなのでしょうか。

申請者：少ないと考えております。

工事着手前に井戸調査を行わないと、工事中や工事後に井戸に影響があった場合の対応ができなくなります。

よって、さらなる周知の場として4月末から5月末にかけて、住民説明会を行います。これは施工業者も交えて行うものであり、施工方法や機材の搬入に使用する道路等の説明がメインとなりますが、井戸調査協力をお願いを再度行います。

もちろん、説明会に住民全ての方が出席できるわけではないので、毎月1回の区長会での呼びかけや町づくりセンターでの回覧等、別途様々な手段で周知を図っていきたいと考えております。

佐藤委員：全力を挙げて周知し、協力を仰ぐようにしてください。

申請者：承知いたしました。

川村部会長：今の内容に付随して、事業完了後は現状に復旧するとのことですが、事業地を使用する権利はどのようになっているのでしょうか。用地は買収しているのですか。

申請者：買収はしておりません。地上権設定をしております。

川村部会長：貸借しているということですね。

申請者：はい。

川村部会長：とすると、現状の復旧までは事業者の責任で行い、復旧した形で地権者に返地するというところでよろしいですね。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：わかりました。ほかにございませんか。

大山委員：6ページの事業計画書、地形・地質の欄において、この部分は文献を用いて記載したのでしょうか。

申請者：ボーリング調査を行いまして、そのデータを基に記載しております。

大山委員：6ページには「白亜紀の花崗閃緑岩」と記載されておりますが、10ページには「施行対象の大部分は火山岩類となる」と記載されています。ページによって記載に矛盾があります。文献やネットで調べてみましたが、調べた範囲では10ページのように第三紀中新世の火成岩であり、6ページの記載と一致しておりません。説明をお願いいたします。

申請者：事業計画書につきましては、国土交通省のデータに基づき記載をしております。また、10ページにつきましては、ボーリング調査の結果に基づき記載をしております。

大山委員：文献とボーリング調査の結果とは一致しなかったということですか。

申請者：そのとおりです。

事務局：10ページの内容がボーリング調査の結果に基づくものであるのであれば、当然事業計画書の記載もそちらに統一すべきです。修正するように指導いたします。

申請者：修正いたします。

川村部会長：整合をとるようにしてください。

大山委員：審査調書も変更となりますので、確認してください。

事務局：そちらにも反映いたします。

大山委員：7ページ下段造成森林について、「在来種を選定する」との記載があったのですが、実際はアカマツのみとのことでした。周辺地域の生物多様性に配慮したうえで、樹種の選定を

行っていただきたいと思います。当該地域では井戸水についての議論もありました。広葉樹は保水力がとても高く、水収支に寄与する樹種ですので、検討の要素として加えていただけたらと思います。

申請者：承知いたしました。

大山委員：9ページ「その他特に配慮した事項」において、「気象状況に絶えず留意する」旨の記載があり、これらはとても大切であると思います。昨今は大きな地震も多くなっておりまして、地震が起こった際の監視体制も検討していただきたいと思います。

申請者：承知いたしました。

大山委員：最後に、42ページの図面には凡例を入れてください。

申請者：わかりました。

進藤委員：31ページ、切土及び盛土の凡例に記載の数値が事業計画書の数値と一致していないのですが、どういう数値なのでしょう。

申請者：31ページは面積で記載しております。

進藤委員：わかりました。

工事中の防災対策について、段階毎に緑化工を行っていく、との説明でしたが、段階で分けることにより、緑化状況にムラができてしまうのではないのでしょうか。その影響について、なにか検討されていることはありますか。

申請者：冬や夏といった極端な季節において緑化は見込めませんので、春先や秋口といった時期を狙って施工をしていく計画でおります。

進藤委員：もう1点質問いたします。

11ページに井戸水についての記載があり、調査用井戸の異常時には各戸に電話連絡を行うといったあまり現実的ではない手段が記載されておりますが、調査用井戸における調査とは、具体的にどのような内容を行うのでしょうか。

申請者：各戸の井戸の構造、使用状況のヒアリング、井戸水の容量及び透水性を調査いたします。

進藤委員：当該地で畜産を行っている方もいらっしゃると思いますが、その方も井戸を利用しているのでしょうか。

申請者：畜産を営む方がいるというのは聞いたことがありませんでした。確認させていただいてよろしいでしょうか。

進藤委員：わかりました。

川村部会長：ほかにございませんか。

丸尾委員：台風19号は400ミリから500ミリもの降雨がありました。当該計画における防災調整池は何ミリの降雨を想定した設計となっているのでしょうか。

申請者：防災調整池の容量につきましては、宮城県防災調整池設置指導要綱に基づき決定しております。要綱においては、1日300ミリが基準となっております。ただし、200年確率以上の雨量は防災調整池の破堤を防ぐため、放流塔より速やかに排水できる構造となっております。

丸尾委員：昨今の異常気象を考えると、基準以上の容量で設計を考えていただきたいと思えます。

また、色々と議論がありましたが、耕野地区の井戸について、これら調査は何年間行うことを想定しているのでしょうか。

申請者：調査用井戸については発電期間中継続して調査いたします。また、井戸調査において各戸の基準値を測定させていただき、それを基に施工完了後再び調査を行います。

丸尾委員：工事による影響はすぐには出ないものなので、継続して調査していただきたいと思えます。

10ページに水源かん養機能に関する方策がいくつかありますが、これら方策は実績があったということで記載されたものなのではないでしょうか。樹木の持つ保水力をこれらの方策で補えるとは思えません。もし文献等あるのでしたらご教示ください。

申請者：文献等はありません。保水力の維持という観点から方策を考えた結果、以上の記載となりました。

丸尾委員：可能であれば、井戸の調査だけでなく、保水力の調査も行っていただきたいと思えます。

申請者：わかりました。

丸尾委員：最後に、丸森町の樹木や土壌には放射生物質が含まれている可能性があります。逐次モニタリング等を行いつつ、造成を行うという理解でよろしいでしょうか。

チップ化した木材も、それが朽ちていくと放射性物質は濃縮されていきます。現在大丈夫であるからということではなく、木材の利用や廃棄についても安全性に配慮した計画となっているでしょうか

申請者：方法も含め丸森町と協議を行い、適切に対処致します。

丸尾委員：情報公開を行っていただけると安心いたします。

申請者：わかりました。

川村部会長：丸尾委員からもありましたが、許可基準である「森林の有する水の確保」について、地表面の浸透能力の観点等からどのように検討を行い、判断するに至ったのか事務局から説明してください。

事務局：国が定める許可基準における、排水施設の検討に用いる「流出係数」という数値があります。こちらは土地の状況により決められている係数ですが、浸透能中クラスの平均値で見ると、林地が0.55、草地が0.65、裸地が0.95とされており、この係数の差から判断すると、同じ条件下であれば、一般的に林地が草地となると約1割程度の浸透能力が低下することになります。

当該計画においては、土質に応じた適切な緑化工法を導入し、開発地全体の確実な緑化を施すことで、草地としての浸透能力を維持するとともに、木材チップの敷設や縦暗渠、素掘枡、土のう筋工等、地表乾燥の防止と地中浸透助長を図るための対策を随所に施すことで、森林が現に有する水源かん養機能に一層近づいており、水の確保に著しい支障を及ぼすものではないと判断いたしました。

川村部会長：わかりました。

これまでも住民説明会を何度か実施しているようですが、丸森町長からの意見においても、「住民の不安を払拭するように」との指示があります。今後のスケジュールはどのようになっていますか。

申請者：質疑の冒頭でも説明致しましたとおり、4月末から5月末を計画しております。

当該計画は開発許可を取得すればすぐに着工できるというものではありません。当然準備工

や重機の進入路についてをご説明いたします。また、井戸調査の周知についても同時に行うべく丸森町と調整しております。

川村部会長：わかりました。

それから、丸森町では昨年再生可能エネルギーに関する町独自の条例が制定されていたと思いますが、この条例においてどのような指導があり、対応されたのでしょうか。

申請者：2点ございました。

1点目は住民との合意形成についてでした。住民説明会により、計画に賛同いただくことはもちろんのこと、井戸調査においても、同意をいただいた箇所だけでなく、耕野地区全体で調査を行えるようあらゆる手段による周知を行うこと、そのような体制を作ること、といった指導がありました。

対応につきましては、区長会における呼びかけや、同意願いの供覧等で周知を図って行く予定であります。

2点目は工事施工中における防災対策についてでした。土砂流出が無きように施工方法を検討するよう指導がありました。

対応につきましては、流出防止柵の設置や、気象状況の悪化が予想される際の工事の中止等、事業計画書記載の対策を講じる計画であります。

川村部会長：ほかにございませんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「合同会社地方創生太陽光発電所2号が行う太陽光発電所の建設」に係る林地開発許可申請につきましては、「許可することに異存はない」なお留意事項として「事業完了後は確実に森林に復元するよう努めること」という文言を付して答申することにご異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

以上で審議事項が終了いたしましたので、申請者・傍聴者の皆様にはこれで退出をお願いいたします。

(傍聴者・申請者退室)

川村部会長：次に3「その他」についてですが、委員の皆様から何かございますか。

(なし)

川村部会長：事務局よりございますか。

事務局：(今後の予定及び前回の審議事項に関する追加説明)

川村部会長：それでは本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の一切を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

(以上)